

南部箕蚊屋広域連合告示第1号

令和5年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月2日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年2月20日(月) 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

大 床 桂 介	前 田 昇
一 橋 信 介	荊 尾 芳 之
山 路 有	景 山 浩
乾 裕	真 壁 容 子
細 田 元 教	勝 部 俊 徳

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和5年2月20日（月曜日）

議事日程

令和5年2月20日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について＜委員会付託＞
- 日程第7 議案第2号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）＜委員会付託＞
- 日程第8 議案第3号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）＜委員会付託＞
- 日程第9 議案第4号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第10 議案第5号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第11 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第12 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第13 議案第2号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第3号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第4号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第5号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第2号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)<委員会付託>
- 日程第8 議案第3号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)<委員会付託>
- 日程第9 議案第4号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算<委員会付託>
- 日程第10 議案第5号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算<委員会付託>
- 日程第11 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第12 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第13 議案第2号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第3号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第4号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第5号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(10名)

1番 大床 桂 介	2番 前 田 昇
3番 一 橋 信 介	4番 荊 尾 芳 之
5番 山 路 有	6番 景 山 浩
7番 乾 裕	8番 真 壁 容 子
9番 細 田 元 教	10番 勝 部 俊 徳

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

日程第4 諸般の報告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員からの報告を受けます。

南部箕蚊屋広域議会議員地方行政調査につきまして、乾総務民生常任委員長から、議会調査報告をお願いいたします。

乾総務民生委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 南部箕蚊屋広域連合議会の行政調査について報告をいたします。

昨年11月17、11月18日の2日間の日程で実施されました、福井県で開催された第4回地域共生社会推進全国サミットinつるがに参加いたしました。

このサミットは、地域共生社会の実現に向け、地域福祉やまちづくりを推進する関係者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域共生社会の理解を深め、その取組を推進する目的で毎年開催されているものでございます。初日、1日目の基調講演では、内閣官房全世代型社会保障構築本部総括事務局長の山崎史郎氏が、「人口減少と地域共生社会」について講演をされました。人口減少については普遍的なこども政策の重要性を、地域共生社会については、つながり、つなぎ、寄り添う伴走型相談支援、その人の課題に丸ごと対応する包括的支援体制、受け止め、共に支え合う地域社会づくりの必要性についてお話がございました。

続いてのパネルディスカッションでは、SDGsと地域共生社会について討論があり、多様な人や組織の力の重なりによる共創の場づくりや、多様な働きが認められ、一人一人が活躍できる地域づくりなどについて意見が出ました。

敦賀市の事例発表では、認知症の早期発見から支援につなげる取組として、福井銀行のサポートガイドラインの策定や、敦賀市認知症疾患医療センターとの連携、ネットワーク協定について紹介がありました。

2日目は、認知症にやさしいまちづくりをテーマとした分科会に参加しました。地元の敦賀温

泉病院からは、小・中学校や企業に向けた認知症サポーター養成の取組について紹介がありました。また、公益社団法人認知症の人と家族の会からは、認知症の当事者である本人、家族への理解と社会的支援を求める活動等の紹介があり、本人を巻き込んで住みやすい環境づくりをすることが重要であるなどの話がありました。地域共生社会の実現に向けた考え方や取組など、我々の広域連合でも参考になる話を聞くことができました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝部 俊徳君） 以上、説明がございましたけど、特に御発言ある方は挙手の上、御発言ください。

では、質疑はなしと認めます。よって、以上で報告は終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（勝部 俊徳君） それでは、日程第5、施政方針の説明に入りたいと思います。

連合長より施政方針の説明をお願いいたします。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） これより、令和5年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和5年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じ、議員各位をはじめ、広域連合区域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

介護保険制度は創設から22年が経過し、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとしてなくてはならないものとなっておりますが、その一方、国ベースで見ますと、サービス利用者は制度スタート時の約3.5倍に増加し、介護費用の総額も3.6兆円から約3倍の11.6兆円になるとともに、第1号保険料の平均額も2,911円から6,014円になるなど、高齢化の進展に伴い、大きく増加しています。

我が地域におきましては、既に高齢者人口のピークは過ぎて、減少に転じており、給付費の伸びは落ち着いておりますが、今後、後期高齢者人口は増加する見込みであり、構成町村と連携しながら地域包括ケアシステムの充実に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

さて、昨年末に社会保障審議会介護保険部において、介護保険制度の見直しに向けた意見が取りまとめられました。地域包括ケアシステムの深化・推進、介護現場の生産性向上の推進並びに制度の持続可能性の確保に向けた内容となっております。また、給付と負担の在り方のうち、第1号保険料負担の多段階化及び標準乗率の見直し、利用者負担割合の判断基準及び介護老人保健

施設等の多床室の室料に係る利用者負担の見直しについては引き続き検討となり、夏を目途に結論が出される見込みとなりました。

また、報酬改定等については、令和5年には社会保障審議会介護給付費分科会で議論されることとなります。

本広域連合においては、令和5年度に第9期介護保険事業計画を策定いたしますが、介護予防と重度化防止、医療・介護の連携、認知症施策など、地域の実情を踏まえながら取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和4年12月末時点での第1号被保険者は9,162人で、前年同月と比較して9人の減、高齢化率は37.6%となっております。また、認定者数は1,626人で、前年同月と比較して22人の減となっております。介護給付費は18億2,339万円と、対前年度比較では3.9%の減となっており、管内の介護老人保健施設の廃止、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、施設介護サービス給付費が減額したことにより計画値を下回った状況となっております。現状と課題を踏まえ、介護保険事業の安定的な制度運営を図ってまいります。

次に、予算の概要について説明いたします。令和5年度一般会計の予算規模は5億3,000万円で、前年度と比べて500万円、1.0%の増額を見込みました。また、介護保険事業特別会計の予算規模は31億6,600万円で、前年度に比べて6,100万円、2.0%の増額を見込みました。介護給付費は、サービス間で実績を考慮し、予算額の調整を図ったものの、総額として第8期計画に基づく費用額を計上しております。

本定例会には、このほかに令和4年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同を賜り、御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第6 議案第1号 から 日程第10 議案第5号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、日程第6、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第10、議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算までを一括して説明を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第1号から日程第10、

議案第5号までを一括して説明を受けたいと思います。

陶山連合長に提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案の提案を説明いたします。

まず、議案第1号でございます。南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例を制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、事務局のほうから説明をさせます。

議案第2号でございます。議案第2号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）。令和4年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ719万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,236万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続きまして、議案第3号でございます。令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。令和4年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,384万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,929万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。これにつきましても、後ほど詳細を事務局のほうから説明させます。

続きまして、議案第4号でございます。議案第4号は、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。令和5年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,000万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は600万円と定める。これにつきましても、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、議案第5号です。議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。令和5年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,600万円と

定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は3億円と定める。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。これにつきましても、事務局のほうから説明をさせていただきます。

以上、提案いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。それでは、議案第1号から議案第5号について説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体等の個人情報保護制度は令和5年4月1日から法の適用を直接受け、全国共通のルールが適用されることとなるため、現行の南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。

概要としましては、実施機関を広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員とし、情報公開条例との整合性確保のため不開示とする情報に関する規定、開示請求に係る手数料等に関する規定、審査会への諮問に関する規定、個人情報取扱事務の届出等に関する規定、附則において、旧条例を廃止し、経過措置に関する規定等を設けるものでございます。

施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日としており、具体的には、令和5年4月1日から施行することとなります。

続きまして、議案第2号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款分担金及び負担金でございます。954万6,000円を減額し、4億8,494万1,000円とするものです。主に派遣職員給与等負担金及び特別会計繰出金等の減に伴う町村負担金の減額でございます。3款県支出金、2項県補助金でございます。56万5,000円を増額し、133万4,000円とするものです。これは主に権限移譲交付金の増額でございます。6款諸収入でございます。130万6,000円を増額し、1,142万円とするものです。これは収入見込みに伴う介護予防サービス計

画作成収入の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。2款総務費でございます。86万5,000円を減額し、8,445万2,000円とするものです。これは主に事務局の派遣職員給与等負担金の減額によるものでございます。3款民生費でございます。632万9,000円を減額し、4億5,630万円とするものです。主に特別会計への繰出金及び地域包括支援センター派遣職員給与等負担金の減額でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第3号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款保険料でございます。750万円を増額し、6億2,654万9,000円とするものです。これは収入見込みに伴う保険料の増額でございます。3款国庫支出金でございます。794万7,000円を減額し、7億3,348万6,000円とするものです。主に調整交付金及び地域支援事業交付金の交付見込みに伴う減額でございます。4款支払基金交付金でございます。160万5,000円を増額し、8億2,558万2,000円とするものです。地域支援事業交付金の交付見込みに伴う増額でございます。5款県支出金、1項県負担金でございます。2,251万7,000円を減額し、4億2,783万円とするものです。介護給付費負担金の交付見込みに伴う減額でございます。6款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。112万円を減額し、4億3,710万9,000円とするものでございます。主に地域支援事業繰入金及び事務費繰入金の減額でございます。6款繰入金、2項基金繰入金でございます。2,090万4,000円を減額し、ゼロ円とするものです。これは、前年度決算に伴う繰越金のうち保険料収入に係る部分を歳出に充てるため、繰入金を皆減するものでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費でございます。105万9,000円を減額し、679万9,000円とするものです。主に実績見込みに伴う認定審査会負担金の減額でございます。2款保険給付費でございます。総額の増減は行っておりませんが、実績見込みに伴い、項目間での予算の調整を行っております。3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費でございます。231万1,000円を減額し、5,655万8,000円とするものです。実績見込みに伴う介護予防サービス事業費の減額でございます。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費でございます。231万1,000円を増額し、602万1,000円とするものです。実績見込みに伴う一般介護予防事業委託料の増額でございます。3

款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費でございます。267万9,000円を減額し、1,751万8,000円とするものです。主に新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う介護相談員派遣事業の休止、認知症総合支援事業費の減額でございます。5款基金積立金でございます。4,026万9,000円を減額し、2,451万5,000円とするものです。これは実績見込みにより介護給付費準備基金積立金を減額するものでございます。

以上、特別会計でございます。

続きまして、議案第4号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。主な内容を御説明いたします。

予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款分担金及び負担金でございます。本年度予算額4億9,859万円、前年度と比較して410万3,000円の増でございます。派遣職員給与等負担金は減額しておりますが、特別会計繰出金等の増に伴い町村負担金を増額しております。2款国庫支出金、本年度予算額1,355万3,000円、前年度と比較して48万円の増でございます。3款県支出金、本年度予算額766万3,000円、前年度と比較して35万8,000円の増でございます。6款諸収入、本年度予算額1,019万2,000円、前年度と比較して5万9,000円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。1款議会費、本年度予算額64万2,000円、前年度と比較して55万円の減でございます。行政視察研修の経費分が減額しております。2款総務費、本年度予算額6,147万1,000円、前年度と比較して68万9,000円の増でございます。主に光熱水費及び光ケーブル整備工事費の増額によるものでございます。3款民生費、本年度予算額4億6,678万3,000円、前年度と比較して428万2,000円の増でございます。主に特別会計への繰出金の増額によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。主な内容を御説明いたします。

予算書の5ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款保険料、本年度予算額6億1,725万4,000円、前年度と比較して179万5,000円の減でございます。第8期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。3款国庫支出金、本年度予算額7億4,825万4,000円、前年度と比較して682万1,000円の増でございます。4款支払基金交付金、本年度予算額8億4,091万5,000円、前年度と比較して1,693万8,000円の増でございます。5款県支出金、本年度予算額4億7,087万3,000円、前年度と比較して952万8,0

00円の増でございます。これらは主に介護保険給付費の増によるものでございます。6款繰入金、本年度予算額4億8,864万1,000円、前年度と比較して2,950万8,000円の増でございます。主に介護給付費及び介護給付費準備基金の繰入れの増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、本年度予算額2,016万6,000円、前年度と比較して2万8,000円の増でございます。第9期介護保険事業計画の策定に向けた経費等を計上しております。2款保険給付費、本年度予算額30億5,690万円、前年度と比較して6,200万8,000円の増でございます。第8期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。3款地域支援事業費、本年度予算額8,386万2,000円、前年度と比較して84万3,000円の増でございます。一般介護予防事業費を増額しております。4款保健福祉事業費、本年度予算額391万1,000円、前年度と比較して183万5,000円の減でございます。財源である保険者機能強化推進交付金の減に伴い減額しております。

以上、特別会計でございます。

これで説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、執行部から提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、執行部より説明いただきました議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託をいたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別質疑につきましては総務民生常任委員会において行っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、議案番号順に総括質疑を受け付けたいと思います。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定についての総括的質疑を受け付けます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 第1号の今回の広域連合個人情報保護法の施行条例制定についての議案について質疑いたします。詳しくは委員会でということなので、連合長、よろしくお願いいたします。

今回のこの個人情報の保護法の施行条例というのは、恐らく3月議会に各町村でどこも審議されることだと思うんですよ。基礎的な自治体で本来はいろいろ聞きたかったんですけど、2月に広域連合が一番先になってきましたので、広域連合長にお聞きいたします。

今回のこの個人情報の施行条例というのは、デジタル関連法の関連で、今まで各市町村、各自自治体が行っていた情報公開条例、いわゆる個人情報の保護条例を、これをやめて、全国的なもの

に統一するんだと、こういう内容で出てきたから、大本に個人情報保護法というのを国がつくって、その施行条例を市町村に求めているという内容ですよ。今回、そのようにして提案されてきています。

町長も御存じのように、この個人情報の保護条例や情報公開条例するときは、西部の全議員も集まって、県の見解を聞いたりしていきながら、そういう意味では、地方自治体が独自で取り組んできた、地方自治体の象徴的な存在とも言えるようなものがこの個人情報の保護条例であったのではないかというふうに思うんですよ。その当時は、よく電算化に市町村が向かって、個人情報が電算化された場合どうするか、どこから収集するかとか、例えばその情報を外部に持ち出さない、外部に流出しないためにどうするのか、それから、他のオンラインとの結合の制限とか、そういう意味では、各市町村が競って個人情報の保護を勉強してやってきた経過っていうのはどこもあったのではないかと思うんですよ。それを今回、全国的に統一するには、各市町村のそういうばらばらな条例では障害になるので、これをやめようとしてるところがあるわけですよ。

そこでお聞きするんですけども、この個人情報の保護法の中に、今日提案された資料1の、何ページ目ですか、参考資料、そこに、制定の趣旨の下に、法と法施行条例の関係のところがあるんですけども、この中で、一番言われているのは、いわゆる匿名加工情報の問題ですよ。これは、市町村には義務はないんですけど、それなので、広域連合としては、今回ここに書いてあるように、匿名加工情報というのは、いわゆる誰か分からないようにして膨大なデータを流出させるという件ですよ。それを広域連合の場合は、この手数料は、制度の活用が想定されていないために、導入を見送り、条例に定めを置かない、このように書いてあります。ということは、広域連合としては、この匿名加工情報については、該当しないと言ってるんですけど、姿勢としては、この匿名加工情報の利用に、想定されていないので、個人情報データ等は、ファイルありますよね、ファイルとかをつくらないと、これは今のところ、導入を見送りと書いてあるんですけども、つくる予定ではないというふうに解釈してよろしいわけですか。そこを聞きたいんです。連合長も、今まで取り組んできた個人情報の、各市町村で取り組んだ個人情報保護条例をやめて、全国一律にすることについての問題点というのを持っているのかという点ですね、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。個人情報の考え方についてのお問合せだろうと思います。今おっしゃったように、平成12年だったと思いますが、地方分権一括法と同じ時期に、個人情報の保護、情報公開という問題が起こり、各自治体がそれぞれの立場の中で条例を制定し

たという過去がございます。それから、2000年ですから、約23年たってると思います。その間、日本を襲ってきた災害であったり、それから近年のコロナによる給付の問題であったり、日本のデジタル社会における対応が個人情報保護の名の下に統一できない部分が多かったという反省の中で、急速にこの間進んできたのがこの個人情報の国家の統一ということだろうと思っています。

私は一定の、法で規制をしながら個人情報を守るというのを国家の中で制定することに異論は持つものではありません。今までこの情報が結合できなかった部分というのが、例えば社会保障の多様な部分にそごを生じているというのは、今や国民間の合意事項だろうと思っています。

一方で、個人情報が氾濫してる中で、どこかに悪意を持って利用されるというようなことがあってはなりませんので、その辺りのところを、この条例の施行をもって、各自治体が責務としてこれからも管理していくということには変わりはないと思っています。先ほどおっしゃいました大量のデータの問題であったり、それから条例の制定についての詳細につきましては、事務局のほうからその考え方についてはお知らせしたいと思いますけど、私からはそのような考えを持っているということをお示しして答弁にしたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 事務局は先に言わなくていいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい、委員会で聞きます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長のおっしゃることの答弁の一つに、私が多大な情報についてどうするのかっていうのは、これは事務的なことではなくって、基本的な首長としての姿勢を私は聞いているわけです。なぜならば、地方自治体に集められている個人情報というのは半ば、いわゆる地方自治体の権力をもって、いわゆる様々な社会保障を受けるときとかそういうときに、届出の場合なんか集めてきている個人情報なわけですよ。これは全国的に見たら膨大な量になると思いませんか。それを、今回書いてある災害とか、そこで支障が起きたってというようなことは、全国で一致してるっていうけども、私どものところへそういうのは入っていません。

今回の一番の問題は、膨大な個人の情報を個人情報のファイルにして、それを匿名加工して、いわゆる民間にも出していけると、全国では鳥取県がつくってるそうなんですけれども、これについて、広域連合は制度の活用を想定されていないので、その手数料を取りませんということは、これをつくらないということだなということと、未来永劫にわたって個人ファイル等をつくって提供する意思はないということなのだなということを確認してるんですけど、そこについて明快な答えがないんですよ。それを連合長、お答えくださいませんか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。課題については共有できていると思いますが、これからの匿名化したデータを公益のために使うかどうかということは、現時点では想定していませんけども、将来的にはこれは分からない。そのほうが社会の発展のために寄与するんだという判断が多く自治体でなされたようなときについては、また議会にお諮りしながら、条例の中の改正ということは考えていかなくちゃいけない事項だろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員、もうよろしゅうございますか。いいですか。

事務局長、何か補足ありますか。いいですか。（発言する者あり）

それでは、議案第1号につきましては、ほかに御質疑のある方ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 議案第1号につきましては、質疑は終結いたします。

それでは、次に、議案第2号につきまして総括的な質疑を許します。御発言ください。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第2号と第3号と関連しますが、今回の補正予算、実績に伴うのがほとんどでございますね。ということは、第8期だが、今、第8期の中間年度の決算見込みみたいなもんだが、これ。違うかな。そうですね。当初予算が第8期の最後の分だが、第8期の中間の分で、この補正も2号と3号と、補正、一般と特別会計、関連ですが、計画どおり、最初は黒字、とんとん、最後は赤字で、基金入れて、とんとんにするんだけど、そのような計画どおり、今回の補正を見て、どおり行ったかどうかだけ確認させてください。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。今、人件費の高騰という問題が一番これからの課題になってくると思います。インフレに対応した賃金の上昇というのはなければならぬ事項だろうと思っています。この辺りのところを考えれば、今回、中間年で少しマイナスになっているところを考えても、とんとんぐらいなところの部分になるのではないかというふうに現時点では考えています。詳細につきましてはもう少し経過をして、実際の動向を静観したいと、その後また皆さんと御議論したいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 細田議員、よろしいですか。

それでは、議案第2号につきまして、ほかの皆さん方の御発言を求めます。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） なければ、議案第2号につきましては、総括的な質疑は終結いたします。

次に、議案第3号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、総括的な質疑を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和4年度の補正予算について、2点あります。1点目は、今回の資料1の説明の中で要介護の認定者数の数字が出てきまして、その中で、前年比マイナスの22人、ということは、認定者数そのものが前年度より減ってきているという数字が出ています。コロナでのいろんな条件があるのだと思いますが、この数字を、連合長、どう見ているかということと、先ほど全員協議会で細田元教議員も質問していましたが、今回、これも資料1の介護給付の状況と、3ページ、4ページに出ている数字で連合長の所見をお聞きしておきたいんですけども、いわゆる今回7,800万近くが減額している、サービス費の減額、施設介護サービスの給付費が減ってるわけですね。それは寿楽荘を閉じたことが出てきていました。この3ページと4ページを見て、全体の3ページのほうが分かりやすいかな、5ページ、ごめんなさい、3ページと5ページです。いわゆる給付額と当初の計画とでどうかっていう点でいえば、介護給付の状況では、施設介護サービスが、介護老人保健施設は71.7%、介護療養型医療施設が55.9%、この数字はどうかというと、次の5ページで見た場合、いわゆる計画から見てどうなのかというと、計画から見たら、施設が介護医療院の104.4%以外は、いわゆる特養が64.2%、計画からですよ、見て、老人保健施設が44%、療養型医療施設が19.5%となっているんですよ。この状況をどう見るかっていうのをお聞きしたいんですよ。今、全国的には特養の施設がなくて、高齢者の住居の問題言われていますけども、数字から見ても減っているのと、全体の計画値からも減ってきているという問題について、どのような見解をお持ちなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。介護給付費の資料1の運営状況についてなんですが、計画値との比較はまだ現在12月末、11月審査分までの状況になります。平均値としましては、八月分で66.7%というところですので、介護医療院104.4%というのは計画値よりもかなり多い状況になります。介護老人福祉施設の入所されていた方が医療院に移っているという見方を事務局はしておりますし、介護老人保健施設については寿楽荘の影響が大きいということでございます。

○議員（8番 真壁 容子君） 5ページも同じってことですか。上に書いてありますが、12月末時点との比較って書いてありますが、これはどうなんですか。これも同じことなんですか。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど答弁を事務局長からお聞きしました。詳しいことはまた委員会でお聞きしますね。

連合長にお聞きしておきたいのは、先ほど、施設経費がそれでも減っていると、7,800万のところの分についての御意見をお聞かせください。先ほど言った、寿楽荘が閉じてしまった、言ってみれば、施設が減ったことになりますよね。それに対しての影響はあったのか、それとも、今後、施設の整備についてどのように考えているのか、これ、連合長に聞いてますからね、総括的な審議です。よろしくお願いします。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。先ほどから御案内のとおり、7,000万円のお金が動くという今回補正をかけさせていただきましたが、具体的なこの動向につきましてはまだ静観しなくてはいけないと思っております。今回のコロナの影響等も分析しながら、第9期に備えた計画をしっかりと令和5年度にするということが肝要だろうと考えているところでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 委員会の審査の中でも、次の令和5年度で基本になってきますのでお聞きしますが、連合長とすれば、これは静観しないといけないって言いますが、この施設介護サービス給付費が減ることによっての影響ですね、それをどういうふうに考えているかっていうこと、まだ見当がつかないっていうことですか。例えば、施設がなくなった場合、介護を必要とする方にどのような影響があったのかとか、そういうことはつかんでらっしゃらないということなんですか。それをお聞きしたい。

それと、整備計画ということについては頭の中にないのかっていうことですね、お聞かせください。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。寿楽荘の廃止に伴って、入所されていた方がどのように今移られたかということは、委員会のほうで詳しいことは説明をさせていただきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（勝部 俊徳君） じゃあ、再開します。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。施設介護の御質問という具合に賜れば、令和6年からいわゆる現在、これだけ介護医療院が増えている、この辺りのところに、その動向をしっかりと見極めなくちゃいけないんじゃないかと思っています。いわゆる医療から福祉への流れがどんな展開をするのか、たしかリミットが令和5年度でなかったかと思しますので、そういうことも含めながら、第9期についての施設介護というものの在り方というのは検討の要点になるのではないかなという具合に思っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員、よろしゅうございますか。

それでは、議案第3号につきまして、そのほかに御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 議案第3号につきましては、質疑は終結いたします。

それでは、次に、議案第4号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして、総合的な質疑をお受けいたしたいと思っております。挙手の上、御発言ください。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） これもさっきの補正と同じことですが、これが第8の最終年度の予算だと思いますね。ならば、ここでプラスとんとな、マイナスか、プラスとんとな、マイナスでちょうどいい会計になるかなと思って、今真壁議員が言われた寿楽荘の件があって、それについては当初の計画どおり予算を立てたって回答でしたが、あそこには、今連合長が言われました介護療養型がなくなりますので、この件が介護医療院になるか、老健になるか、その辺がちょっと分からんところがあるので、計画どおりされたと思うんですけども、全体見られて、第8期、最終年度、計画どおり、今は、問題では人件費の問題を言われましたが、それらも込み込みで準備基金4,000万崩してありますが、補正予算崩してありますよね、こんなんでも何とかなりそう、計画どおりなりそうだからどうかだけ教えてください。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。第8期については、コロナウイルス感染症の影響、あと、寿楽荘のほうの廃止というところで、想定外のところで、給付の伸びは計画ほどありませんでしたが、それ以外のところでは計画どおりというふうに考えております。

○議長（勝部 俊徳君） 細田議員、よろしゅうございますか。

それでは、次に、議案第4号につきまして御発言いただきたいと思います。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 議案第4号につきましては、以上で総括質疑は終結いたします。

それでは、議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして、総括的な御質疑を受け付けたいと思います。挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 予算の国庫補助金のところを聞いて、連合長の考えをお聞きしておきたいと思います。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、これは導入されることから非常に問題がありまして、様々な数値を計算して、それに合ったところについてはこの交付金を出すというやり方をしてきて、本当に複雑な計算でしたね、もらいましたけれども。それ計算して、当初はいろいろもらっただけど、今回金額が下がってきているわけです。この下がった見方ですよ、183万と57万で大したことないと言いますが、大したことない割にはすごいいっぱい計算させられて、これによって市町村に、保険者団体に出す金額が違ってくるわけですよ。このやり方はもうやめたほうがいいのではないかと。連合長、そう思いませんか。金額も今回、委員会ではこのお金がなぜ減ってきたのかっていうことを聞くんですけども、連合長、どう思いますか。このように強化推進交付金とか支援交付金っていうのは保険者同士を争わせて、これ、交付金があるよっていうんで、これだったら全部国庫交付金の無条件の交付金に変えていくべきではないかと思うんですけども、連合長はそういう声を国に出すお考えありませんか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。結論から言いますと、私は一定の各自治体の努力につながったと考えています。評価をしているほうでございます。いわゆる地域の高齢者の皆さんが行き場を確保するっていうんですか、一方的に介護保険だけの問題ではなくて、地域の中でその居場所、つながりの場所、そういうことを各自治体が新たな視点でその場所をつくり上げた、そのきっかけの一つになったのではないかと考えています。額としては大きなものではありませんけれども、その効果は大きかったのではないかと考えています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長がそういう答弁するから、次聞かないといけなくなるんですよ。一定に評価してるんだったら、今回金額が減ったのは、評価することが減って、お金が減

ったわけですか。そしたら、そうおっしゃるんだったら、取り組んできたって言うんだったら、努力してるのに138万5,000円減ってきたわけですよ。その減ったというのは、努力が認められなかったというよりは、評価が下がったということになるわけですか。実際数字が物語ってるじゃないですか、その考え方はもうやめにしませんかって言ってるんですよ。そうであれば、あなたがそう言うのであれば、そしたら、何で減らすようなことしたんだってという質問しないといけなくなるじゃないですか。それについてどうお答えになりますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。先ほど処遇改善のほうにそのお金を振り向けたからというような答弁がありましたけれども、私はこの部分は国のほうに言っていかなくちやいけないだろうと思ってます。（発言する者あり）ええ、そうです。これ、言うってというのは、きちんとその財源を確保した上で、財源を確保した上で、地域のそういう課題解決のための有効な資源になってるんだと私も先ほど申しました。そのことを評価し、きちんと財源の確保ということはこれからも言っていきたいと、このように思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） すみません、委員会での審査の参考にしたいので。ということは、連合長はこの減った金額は満足していないということですね。当然ですよ。はい、分かりました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上で質疑は終わります。

ほかに、5号議案について質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） なければ、議案第5号につきまして、総括質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号につきまして、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午後 2時14分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、皆様、ただいまから本会議を再開いたします。

日程第11 広域連合行政に対する一般質問

○議長（勝部 俊徳君） 日程第11、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が1時間である総合時間制といたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、8番、真壁容子議員の質問を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

2000年度にスタートした介護保険制度は今年で24年目となります。その期間はちょうど今の自公政権による社会保障費削減路線の二十数年間と重なっています。これまで社会保障費の自然増を毎年目標を決めて削減する政治をこれまで続けてきています。その中で介護の分野では、介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割、3割への引上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援1、2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1、2の特養入所からの締め出しなど、介護現場の苦難に拍車をかけ、利用者、家族の負担を増やし、介護サービスを受けにくくする制度改悪が続いてきました。家族の介護のために仕事を辞める介護離職は、2021年で年間10万人に上ると言われています。介護をめぐる問題は高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因です。また、高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推測され、介護を苦しめた殺人や殺人未遂が1週間に1件のペースでこの国で起こっている状況も続いていると指摘されているのです。この間、今起こっている電気、ガソリン、灯油をはじめ、生活費全般に大きく影響している物価高騰や、賃金の上がらないこの国の施策の下で、高齢者やその家族にも生活の苦しさがこれまで以上に指摘されてきています。その対応が迫られてきていると日々痛感しているところです。

高齢者の3人に2人は住民税非課税であり、多くが年金天引きで徴収されている65歳以上の介護保険料の負担が生活の大きな負担となっています。高齢者本人や家族の貧困が深刻化する中で、保険料が天引きの対象とならない年金1.5万円以下の方の保険料の滞納が急増してきているとも指摘されています。

このような中で、公共政策を進める地方自治体などは今何をすべきでしょうか。何よりも暮らしの実態把握と負担軽減策、高齢者の暮らしを支える施策こそ進めるべきではないでしょうか。介護保険制度を運営する広域連合においては、この制度の中で何ができるか考えるべきでしょう。介護保険制度の円滑な運営とともに、管内の高齢者の実態に合った政策を取るよう求め、質問いたします。住民の負担軽減は何よりも公共料金の削減だという立場から質問いたします。

まず1点目は、保険料の負担軽減を求めていくということです。次期の保険料の算定に当たり、高齢者の暮らしの実態を把握することを求めます。今回の質問では、第1点目、第1期から現在までの保険料の推移、第2点目、段階別被保険者の状況、5年間です。3番目の滞納状況、これらの資料を出してもらおう中で、高齢者の暮らしがどうなっており、連合にとっては何が必要なのかということ連合長に問うていきたいと考えています。保険料の負担軽減と第9期の保険料を少なくとも引き上げないことを求めます。

第2点目は、利用の実態と利用料の在り方を問います。介護サービスの受給の実態と利用料負担をどう見ているかという問題です。これも資料として、所得段階別の要介護認定者と受給者数、また利用者の対支給限度額比率を求めています。この中でとりわけ利用料の減免、低所得者に対する利用料の減免制度を早急に取することを求めています。

第3点目には、高齢者の住居対策を問うていきます。高齢者の住居対策を広域連合でどのように捉えていくのか、これを問うていきます。資料としては、特養の待機者の数も出ています。それと、今回、独居高齢世帯の自治体ごとの数をお願いしておりますので、この中からどのように住居対策を考えていったらいいのか連合長に問いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、一般質問に当たり御依頼いただきました資料につきましては、本日お手元に配付しております。資料の内容については後ほど事務局長から説明させますので、よろしく願いいたします。

さて、保険料の負担軽減について御質問をいただきました。次期の保険料の算定に当たり、高齢者の暮らしの実態を把握することを求めるとのことですが、本広域連合では、第9期介護保険事業計画の策定に向け、要介護状態へのリスク等の把握による地域課題の特定や、介護が必要な方の在宅介護の実態等を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等を実施しているところでございます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査項目

の中には、広域連合独自で介護保険料とサービスの在り方に係る設問も設けております。現在、調査結果を集計中であり、今後分析を進めていく予定でございます。

次に、保険料の負担軽減と、第9期の保険料を引き上げないことを求めるということでございますが、65歳以上の第1号保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別保険料とされており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者への負担は所得に応じたものとされてきました。平成27年以降は、消費税率の引上げに伴う低所得者対策強化により、公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合が拡大されております。一方で、制度創設時、全国平均で標準月額が2,911円であった保険料は、第8期には6,014円にまで増加してきております。

現在、国の社会保障審議会において、介護保険制度の持続可能性を確保するため、制度の見直しが議論されております。第1号保険料の在り方について、国の定める標準段階の多段階化や標準乗率等の見直しが議論されており、動向を注視しているところでございます。介護保険料の設定に当たっては、次期計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間における給付費等に要する費用の見込額や、保険料を御負担いただく65歳以上の第1号被保険者の人口、所得の分布状況等の推計値を基に保険料必要額の算出をし、多段階化等も検討し、決定することとなります。介護保険事業が安定的に運営できるものとしなければなりませんので、給付と負担のバランスを考慮した上で、当然のことですが、保険料をできる限り低く抑える努力をしてまいり所存でございます。

次に、利用の実態と利用料の在り方についての御質問でございます。介護保険サービスの給付の実態と利用料負担をどう見てるのかでございますが、介護サービスの利用については、介護支援専門員の適切なケアマネジメントにより、利用者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望に応じて必要なサービスの提供が行われていると考えております。しかしながら、経済的な理由や家庭環境等の問題により、十分なサービスを受けることができない、またはサービス利用に至らない高齢者等もおられることも認識しております。このような個別の対応が必要な方については、介護支援専門員等の福祉の関係者と地域包括支援センターが連携し、地域資源も活用しながら、適切な支援につなげていく必要があると考えています。

また、先ほど答弁しましたとおり、現在、次期計画に向けた在宅介護実態調査等を実施しているところでございますが、連合独自でサービスの未利用調査も併せて実施しております。調査結果を分析することで、サービスの受給実態の把握に努めたいと考えています。

利用料の減免制度についてでございますが、利用者の自己負担については、保険対象サービス

費用の1割を基本とし、一定以上の所得の方は2割を、現役並みの所得の方は3割を御負担いただいております。その中で、利用者の負担軽減対策として、利用者負担が上限額を超えた場合に、超えた部分を払い戻す高額介護等サービス費や、介護保険と医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合に、超えた部分を払い戻す高額医療合算介護等サービス費という制度がございます。また、市町村民税世帯非課税等の低所得者については、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費に限度額を設定し、利用者負担を軽減する特定入所者介護等サービス費がございます。いずれの制度も、所得区分に応じた上限額が設定され、低所得者ほど負担が過重にならないよう設定されております。

また、社会福祉法人等において、生計が困難な低所得者の利用料や食費・居住費の一部軽減を行う利用者負担軽減制度があり、本広域連合においても事業者を対象とした補助事業を実施しているところでございます。これ以外にも、社会福祉法人によっては、自主的な負担軽減事業を実施されている事業所もございます。

現在、利用者負担について、保険料と同様、国の社会保障審議会において負担割合の判断基準の見直し、介護老人保健施設や介護医療院の多床室の室料負担の導入などが議論されており、動向を注視しているところでございます。利用者の負担軽減については、制度において対策が講じられておりますので、本広域連合としては、介護保険制度の枠組みの中で対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の住居対策について御質問を頂戴しています。今後、独居高齢者や生活困窮等の問題を抱えた高齢者の増加が見込まれる中、生活維持のための基盤となる住まいの確保は、地域包括ケアシステムの実現に向けて非常に重要であると認識しております。しかしながら、高齢者の住居対策については、地域の実情に応じて対策を講じていく必要があるため、介護保険を運営する本広域連合ではなく、構成町村において考えていくことと認識しております。また、国や県が果たす役割が非常に大きいと考えています。

広域連合としましては、介護保険制度が担う部分と重度の要介護者の住まいとしての役割を担っている特別養護老人ホームの施設サービス、サービス付高齢者向け住宅等も含めた、住居において高齢者の生活を支える居宅サービス等について、安定的なサービスの確保を図っていくことが重要であると考えています。国、県、構成町村と連携しながら、事業者等に対して制度への理解や必要な情報提供に努めてまいります。

以上、答弁といたします。後ほど、資料につきまして、事務局のほうから説明をさせます。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。本日お配りしました一般質問資料について御説明いたします。

まず、1の第1号被保険者保険料基準額の推移でございます。介護保険料の推移について、第1期から第8期までの標準月額を表及びグラフにしております。比較として、鳥取県及び全国の平均標準月額を載せております。本広域連合の第8期の標準額は5,804円であり、全国平均、鳥取平均より低い設定となっております。

続いて、2の所得段階別被保険者の状況でございます。平成29年度以降、所得段階別の被保険者数について表にしております。令和3年度までは3月末の人数、令和4年度は12月末時点の人数となります。第5段階が保険料標準額の段階となり、本広域連合において最も多い人数を占める段階となります。所得段階区分の内容については、3ページに第8期計画期間における第1号被保険者保険料の一覧を載せておりますので、そちらを御覧ください。

次に、3の介護保険料の滞納状況でございます。平成29年度以降の各年度の滞納者の延べ件数と滞納額を、それぞれ賦課年度別で表にしております。令和3年度までは決算の数値、令和4年度は12月末時点の数値となります。

次に、4、所得段階別滞納者でございます。平成29年度以降の所得段階別の滞納者について、実人数を表にしております。令和3年度までは決算の人数、令和4年度は12月末時点の人数となっております。

次に、2ページ、5の65歳以上の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移でございます。構成町村ごとの65歳以上の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移について、過去3回の国勢調査の数値を表及びグラフにしております。一般世帯数には施設等の世帯は含んでおりません。高齢者夫婦世帯数は、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯数となります。どの構成町村も、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加していることが分かります。

最後に、資料提供の御依頼のありました所得段階別要介護認定者と受給者数については、全員協議会の前に配付させていただいております参考資料3の1に表を載せておりますので、そちらを御覧ください。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） まず、保険料の負担軽減の件からです。執行部のほうから一般質問の資料を配付していただきました。この1番目の第1号被保険者保険料基準額の推移のところ、連合長、どのようなお考えでしょうか。連合長、先ほどの答弁では、やはり保険料というのは所得に応じてしていると、こういうふうに言うんですね、所得段階ごとに分けていることを所

得に応じてということを行っているのかどうか分かりませんが、所得に応じて決めるという点から見たら、始まった2000年、平成12年段階では、南部箕蚊屋は3,176円だったのが、21年目で決めたのが、今回、令和3年で5,804円になってるわけですよ。所得に応じて決めるといいながら、言われるように、この20年間ってというのは賃金、所得の上がない日本ですよ。それと同時に、年金も決して増えた状況ではない中で、こういうふうに65歳以上の方の介護保険料が2倍近く上がってきているという状況について、これが所得に応じた保険料算定だと言えとお考えでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。この間に確かに3倍にはなってきましたけれども、これはサービスを受けておられる方も当然3倍になってるという具合なあかしでございますので、一定の御理解はいただいているものと、このように考えています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ということは、連合長、保険料というのは所得に応じてというよりは、利用によって保険料が決まってくるということなんですね、それはどうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。先ほども申しましたように、10段階の中で、低所得者の方にはそれだけの配慮がしてあるという意味で、所得を加味すると、こういうことを考えています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 保険料の一番の問題は、この介護保険制度というのは、町長もお認めになっているように、所得で何段階に分けていますけれども、全体の金額を、かかったサービスを結果としてかかった分だけ保険料で賄っていくよと、半分ですね、その制度があるからこういうことになるわけですよ。根本矛盾が、利用料が増えれば増えるほど保険料に跳ね返っていくと、こういう制度だということですよ。だとすれば、保険の受けるサービス料が前に比べて3倍近くなったんだから、上がっていくのは当然だという考えになった場合、最初の認定率、参酌標準は何%でしたっけ、13%ぐらいでしたっけ。今は17.9%、18%になっていますけれども、この数字は、100人おったら18人が人生の中で介護保険を受けると。その数字がこの金額だということですよ。とすれば、安心して受けれる介護でこれが上がった場合、保険料も上がってくるわけですよ。そういうことになれば、連合長はこの仕組みの中で、持続可能のための保険制度というところでの保険料はどうあるべきだというふうに考えますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。保険料は、利用する側からすれば1円でも安いほうがいいという具合にも認識しています。しかし、それではこの保険としての機能はしないと思います。元あったような措置制度に戻せば、大方の人たちは受けられないことになるわけでして、この介護保険制度の意義というものは非常に大きいところがあるろうと思ってます。真壁議員のおっしゃる、できるだけ安いほうがいいというものに対しては、私も同意はいたしますけれども、保険としての意味っていうことは、これは十分に考えていかなくちゃいけない事項だろうと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長は、保険制度としての意義と、保険制度になっているからこうするしかないって言うんですけども、今言われているのは、本当にこの保険制度を持続可能にするためには、抜本的な介護保険制度を見直すことが必要だと言われてる。なぜかという、連合長が思ってる、私たちが思ってる以上に、国民生活っていうのは疲弊してきてるわけですよ。その中で、介護保険は措置制度から介護保険制度に変わったので負担は仕方がないだろうと言っても、今後見たら、今後の保険料を見た場合には、もう65歳以上の高齢者には耐えかねていくような金額が出てくるわけですね、これを持続可能と言うわけですか。制度があっても、国民の暮らしが成り立たずに介護保険制度が払えなくなったら、それこそ持続可能ではないと思うんですよ。そういう意味でいえば、連合長は、措置制度から保険制度に変わった段階でこれだけ負担が増えたっていうのは、どこに原因があると思ってるんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。運営自体の、私も分かりませんが、制度設計の中で何らかの問題があったかもしれません。いわゆる当時の中で、今現在、人生100年時代というようなことも言われる社会になってまいりました。しかし、社会構造は、先ほど町長さん方とお話ししてましたけども、20年働いて、40年勤めて、そして15年、年金をもらうっていう制度から、今20年、40年、さらに30年、人生100年時代になった場合にはさらにもっと延びていく。このようなこの構造が、社会的な構造が追いついていないことだろうと思っております。一方的に国が負担割合を上げれば事は解決しますけれども、それではやはり抜本的な解決にはならないだろうと思っております。日本のこの保険制度を維持するためには、先ほど申しましたような抜本的な負担と給付の在り方というものを見直していく時期は早々に来るだろうと、このように考えています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ちょっとおっしゃったように、今回の措置費から介護保険制度に変わって、一番大きく違うのは、国が持ち出すお金が半分に減ったからですね。その分を保険料として国民から集めることになったと、このことが1号被保険者を苦しめてきている一番大きな原因であるわけですね。早期に厚生労働省ないしは国が想定していた参酌標準をはるかに上回って、介護保険の保険料が今の段階でもう2倍になろうとしているということです。そういう事態が起こってきているというのは、はっきり言って、賛成、反対は別として、国の補助金が削られたので、半分になったのでこういう状況が起こってきているということだと思えますよ。それを国に出すわけにはいかないとはいいますが、私たちは住民の暮らしを見ながら、どう変えていくかという立場で見たら、連合長、次の2番目のを見てください。所得段階別被保険者の状況です。これは、第1段階から第10段階までを、一番最後の保険料の対象者がどこかという条件に書いてあります。今、先ほど私も説明したように、高齢者の3人に2人は住民税非課税だと言われている、全国的に。本来は、税は所得のある人にかけるものですから、住民税非課税世帯は課税かけないという大前提で事が運ぶべきだと思うんですけども、この保険料に至っては、住民税非課税の方にも保険料をかけているわけですね。その金額でして、ここから見て、南部町はどれだけだというふうに見ておられますか。私が言っておりますのは、ここで見るならば、第1段階から第5段階までが本人非課税なんです。だとすれば、南部町で見れば、国の言っている3人に2人は住民税非課税世帯だって言うてるんですけども、広域連合ではどのような数字がはじき出されるのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。南部町、伯耆町等、構成町村のそれぞれの所得段階の人数につきましては、今現時点で数字を持っておりませんが、調べてお出しすることは可能でございます。

○議員（8番 真壁 容子君） 全体で見てどうですか聞いてるんです。今の数字見て、連合長、どう考えますかって聞いてるんです。ここに数字出してもらってるから。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 事務局が先ほど答弁しましたように、今ここでは数字を持ち合わせていませんので、正確な数字を御回答することはできないということでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（８番 真壁 容子君） ２の所得段階別被保険者の状況で、令和４年度の第１段階から第１０段階までの数字が出てるじゃないですか。この数字で全体で9,162人で、世帯非課税は第３段階までの数、748と753と793、そうでしょう。それで、本人非課税を入れたら第５段階まで来るから、その上に914と2,287、これを足したらええんやないですか。それで、この数見たら、これだけでも五千幾らになりますから、9,162の５割以上、６割近くを占めてくるということなのではないかと、それはどうですか。非課税世帯をどれくらい占めているか、こんな数字つかんでるんですよ、ちゃんと、すぐ言えることじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。構成町村ごとには分かりませんが、こちらの一般質問資料にありますとおり、第１段階から第５段階までの方の人数の合計は5,495名で、全体の約60％に当たる人数でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（８番 真壁 容子君） そういう論議をしたいからこういうの作ってもらってるんですよ、こちら側で数字だけ言ってもいけないのでね。それで、見る限りでは、先ほど事務局長がおっしゃったように、第５段階までで約60％を占めるわけですよ。ということは、これだけ見ても、確かに所得に応じて減免はされてると言いますが、この中でも２倍近くにこの２０年間で増えてきているわけですよ、年金が上がらないのに。この実態から見れば、保険料が住民負担に大きくなっているという現状が数字からでもつかめるのではないかと、このことを言っているのですが、それについてどうなのかということと同時に、この次、ここばかりいくわけにはいかないので、次の第３の介護保険料の滞納状況見てください。これは、生活が苦しくなってる、令和ですよ、この頃から全国的にも、とりわけ1.5万円以下ですよ、この方々の普通徴収のところでの滞納が増えてきているのだというふうに言ってるんですけども、これを見る限りでは、そういうふうには、平成29年以前がどうか分かりませんが、この27年以降、増えてきているっていう事実ですよ、見た限りではね。これから見たら、所得が減る中で、普通徴収の方々の1.5万円しか、年金のない方々の普通徴収の中での滞納が広がっているということが言えるのではないかと。この２つの点について、連合長、どんなふうに見ますか、ここから。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。滞納の状況としましては、当然、普通徴収

の滞納者数になるんですけども、資料の4番の所得段階別の滞納者数の実人数というところで、第1段階、第4段階、第6段階、第7段階というところの数字が比較的大きな数字となっております。その中で、議員のおっしゃるとおり、第1段階の方については、令和4年度12月時点の数字で16名おられるというところで、割合としては多いところになりますが、こちらについては、状況のみ把握はしておりますが、それを分析したものは持ち合わせておりません、ということになります。

○議長（勝部 俊徳君） じゃあ、真壁議員、どうぞ。

○議員（8番 真壁 容子君） 回答返ってないです。

○議長（勝部 俊徳君） 回答、回答は。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長に、第2、所得段階別被保険者、6割占めますよと、非課税が、その数字についてどう考えるかっていう。（発言する者あり）

返ってこなくっても続けるの。

それと、向こうが考えてるタイムについては時計止めてくださいね。持ち時間でしょう、持ち時間制でいくから、ずっと黙って考えとられる時間数えられたらたまりませんので、よろしくお願いします。

再度聞いておきますが、連合長、構成メンバーの6割の方がいわゆる住民税非課税の方になるわけですよ、本人含めてね。これらの方々で見るとは、本来であれば、所得のある人から税金を取っていくという点から見たら、介護保険というのは非常に苛酷な制度であるということが分かるのではないかということ言ってるのに、答弁が返ってきませんが、この数字を頭に置いて、次に行きます。

それで、この数字を見ながら、令和5年度は次の保険料幾らにするかっていうことを決めていくんですけども、第8期の計画のときにも資料に出された、8期はこれであって、7期よりも若干100円ぐらい安いんですけども、9期になったら1,000円近く上がりますよっていう表を出したわけですね。このままいったらこうなるんだというふうに出したんですけども、その経過は今と変わらないのか。このままであったら、あれに書かれたとおりでいったら、1,000円近く上がるわけですね。今の状況から見て、とても保険料が上げられるような住民の生活実態ではないっていうふう思うんですけども、その点について、今どのような考えをお持ちなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。第8期介護保険事業計画の中で、介護保険料、令和

7年度には保険料の月額のうち、6,748円ということで試算はさせていただいておりますが、こちらはそのときの被保険者の負担割合や給付の伸び等で算出した概算でございます。9期の算定に当たりましてはまた制度が変わってくるもございますし、基金の状況等も変わってまいります。その給付の状況を見ながらまた再度算定し直すということで、決してこの数字どおりにはならない、また違った保険料の算定になってくるのではないかと考えております。

○議長（勝部 俊徳君） いいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） いいことない。それは事務局の答弁じゃないですか。私は、政治的な立場も含めて、連合長に聞いてるんですよ、そのための一般質問ですよ。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。今、事務局が言ったその数字ですね、これまでの経過の中で6,700円程度になるというのは、その時点での条件を加味したものです。今、どれだけのサービス料になるのかは調査中でございますので、また介護保険の制度の変更もあると思います。それを全て勘案して価格を決める、保険料を決めるという作業がこれからでございますので、今、幾らになるのかということをおし上げることはできませんが、ひとまずは、前回同じ条件であれば6,700円になると言ったときの根拠というものしか現時点ではお示しすることはできない、このように考えております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 結局は、住民の暮らしやいろいろ大変なんだけれども、保険料が上がることには変わりないという答弁をしているということですね。今回、先ほどの議案の中でも、基金の積立てが1億5,000万プラス幾ら、2億円近くある、令和5年度過ぎたら、もう少し残るかもしれない、予想ですよ。そういうことも踏まえて介護保険料も決まっていくと思うんですけども、そういうことをいろいろ勘案しても、6,700円という数字を上げないといけないという立場に立ってるということですね。そこを、国の動向を見たいと思うんですけども、住民の暮らしから見たら、今以上上げることは難しいのではないかとすることに立つべきではないかと思うんですよ。そのためにあらゆる努力をすべきではないかと思うんですけど、その余裕はないということですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。今ここで幾らぐらいだったら可能だとか、上げる上げないというお話をここですることはできませんが、今持ち合わせてる数字は前回お示した6,700円の根拠しかございません。私も同じように、できるだけ上げないほうがいいという立場

には立っていますけども、上げないというお約束を今この場ですることはできません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 確かに、上げないという約束はできない、でも住民から見て、今の介護保険制度は高いという認識を持っておられるということですね。その確認、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。もうこれは一般的に、3倍にもなった介護保険料が決して安いものだという認識を持った方はおられないと思っております。保険制度を維持する上で、どこが妥当なのかということが議論の一番大事なところであって、今、高い安いということは、私がここの壇上で連合長として御答弁するわけにはなりません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 政治的な判断するのが連合長、副連合長ですから、今後の流れによって第9期の保険料をどこに定めるかっていう点については、非常に住民生活に及んでくるとなので、心して考えていただきたい。介護保険料は負担軽減こそすれ、9期の保険料を決して引き上げることのないように求めておきたいと思っております。

それと、先ほど1.5万円の滞納と普通徴収の滞納の方々がよく分からないとおっしゃったんですけども、4番目に用意してござっております所得段階別滞納者数を見れば、これ、実人数が出ておりますので、あらかじめの予想はできるのではないかと思うんです。途中で変わって、滞納になったという、いわゆる第6段階のような方々もおられるけれども、実際は1.5万円未満ってところのことについてはある程度の数字が出てくると思っておりますので、つかんでいただきたいと思っております。

それから、次に、利用料の実態の問題です。利用料については、この図をどこから見てほしいかということ、参考資料に出してくれました、参考資料の3です。所得段階別特定入所者介護サービス費利用者負担段階別の受給状況で、ここでは1、所得段階別の要介護認定者と受給者数のところなんです。ここで見ると、問題は認定率のところなんです。これも前回指摘させてもらいましたが、社会福祉を研究されてる方々が、所得と介護認定の、介護の現状ですね、これについては相関関係があると言われていたのが如実に出てきているのがこの認定率ではないかと思うんです。第1段階の認定者数が、高齢者748に対して337の45.1%。これを見て、連合長、何で利用料の話をするかということ、この所得と認定者と認定率と利用の実態を見たときに、多くの方々が、いわゆる住民税非課税の方々の利用が多い。この方々は、確かに施設とか高額医療の上限とか補給付はあるにしても、所得に関係なく、決められた1割の利用料を払ってるわけですよ。これ

について、どういうふうにお考えですか。これを見る限りでは、次の負担限度額が出てこないかな、負担限度額も出してくれてるはずなんですよ、負担限度額が出てきませんか。前回出してもらった負担限度額というのは、決して高いわけではないわけですね、利用控えというのが起こってくるのは当然ではないかと思うんですけども、この参考資料の1を見て、どんなふうにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。私もここで分析する力はありませんけれども、今おっしゃったとおりの認定者率、そして介護段階の相関関係は、この数字だけを見ればそのとおりだろうと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） どうして執行部の方に忙しい中、数字を出してもらったかという
と、数字っていうのは政策に賛成する者も反対する者も同じ数字を見ながら言わないといけ
ないわけだから言ってるのであって、この数字を見る限り、そうだっていうのは共通するわけ
ですよ、おっしゃるように。ということは、これを見る限りでは、所得の低い人たちが介護保
険の認定が高くなって、使ってる方々の多くが、非課税の方々が利用料1割を使ってる中
で、利用してることになるわけですよ。だとすれば、今、生活が大変だと言われてる中で、
それぞれの首長さんたちは町村に帰ればいろんな支援策を取ると言うんですけども、やはり
低所得者対策という点でいえば、高齢者もこの介護保険もここに目を当てるならば、利用
料に対しての所得に応じた減免っていうのは要するというふうには考えられませんか。なぜか
というと、これは前回に出していただきました対支給限度額でいえば、全体で54.4%なん
ですよ。限度額を決められておきながら、その半分ぐらいしか使えていないという状況
があるわけですね。やはり利用控えというのが起こっているのではないかと、この数字を
見る限り。これについて、連合長はどのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。数字だけ見て、この背景だとか、
それからケアマネジャーが多分持っていますお一人お一人の背景っていうものをこれ
から読み取ることは、私はその力はありませんけれども、総合的に言って、そのと
おりだろうと思っています。ただ、そのお一人お一人の中には、しっかりとケア
マネジャーが対応しながら多様なサービスによってお支えしてる、そういうこの
数字には見えないような背景もあろうと思ってます。介護保険というものの限界
値も必ずあるわけですから、その辺りのところの数字がここに出てくるのかもしれ
ま

せん。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 数字が出て、何のためにこの数字を出してきているかという、政策をつくっていく土台となるためですよね。そのためにこの数字が出てきて、やはりどのような対策を打っていかなくちゃならないのか、いろんな背景ももう少し聞かれる必要もあると思いますが、私は数字が物語ってきているというふうに思うわけです。そういう点から見たら、使っているこの数字を見ながら、今、広域連合にとって本当に持続可能にしていくためにはどこに手を当てていかなければならないのか、このことを考える時期に来ているのではないかということ指摘しておきたいと思うんです。ここで、公費、私はいつも保険料と利用料をとにかく下げてくれっていうことを言うんですけども、先ほどの介護保険制度について述べたんですけども、やはりサービスの利用が増えたりとか、介護職員の報酬を引き上げようと思ったら、それが直ちに保険料に跳ね返ってくる、また利用料に跳ね返ってくるというこの制度自体をやっぱり変えていく必要があるという立場に立つべきではないかというふうに思うんです。

それで、町長も自分たちも高いということをお話しているというのであれば、保険料や利用料の高いのを抑えようと思ったら、それでも介護保険必要だというのであれば、根本どこに入れていくかという、公費負担の割合を多くするしかないではありませんか。公費負担というのは、国、県、町のことを言っています。でも、第一義的には、国が少なくとも元に戻すしかないのではないかという立場に、介護保険のいい悪いは別にして、立つべきではないかと思うんですけど、連合長、どうでしょうか。消費税増税の前に、増税財源得られたら、1兆円の国費を投入して介護保険の公費部分を50%から60%に引き上げるって今の政権言うところですよ。ところが、消費税が決まった途端に、それをほごにしてきたんですよ。ということは、今の介護保険の国庫負担割合っていうのは、在宅で25%ですよ、そして施設で20%なんですよ。これを、少なくとも10%引き上げたら大分変わってくるんですよ。ということになれば、これは政治の誰が、どういうところを応援しようが、介護保険を本当に続けていこうと思ったら、政府も言うところだから、ちゃんと引き上げると、10%までっていうことを連合長は言っていないといけないうんじゃないかと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。介護保険の限界という言葉先ほど使いましたけれども、真壁議員がおっしゃるとおり、限界に近づいているということは多くの皆さんが認識していることだろうと思っています。制度の変換については、これは国民合意をもってしてい

かなくはないことだろうと思いますし、国、県、地方が一緒になって、その財源をどこに求めるのかといったことも含めて、議論が必要だろうと思っています。できるだけ持続可能な介護保険というものは、一つの私たちが求める、全国町村会を通じて求めるものと共通しますけれども、それについて、今後、第9期に向けて、これから国等と連携しながら取り組んでいく必要がある重大な事項ですので、今ここでどういう方向になるのかということをお私が申し上げる立場にはありませんけれども、そういう課題があるということだけは共通の認識をしたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ぜひ共通の認識でもって、一人で動かなければ市町村の村会で動いてほしいし、議員もそうですけども、首長というのは直接選挙で住民から選ばれるわけですよ。そういう点でいえば、国からの言いなりになってそれをするというのが本来の仕事じゃないはずだと思うんです。とりわけ、今、国の政治がどこにお金を使われようかということが大問題になっているときに、地方自治体が変なものにお金を使っていったら社会保障じゃなくなるんだというところをしっかりと意見を出す時期に来ているのではないかというふうに思っています。痛切に感じています。そういう点でいえば、地方の現状から、お金がなければ仕方がないのではなくって、本当に社会保障を続けて介護保険制度をするというのであれば、国の負担金を抜本的に引き上げるということを、これこそ思想信条を超えて言うべきことが首長のすべき仕事ではないかということをお指摘しておきたいと思えます。

利用料についてもですけれども、利用料については、非課税者への利用料減免が必要。これは先ほど国のお金を、負担を引くと同時に、町村でもこのことをやっけていかなきゃならないと思えますが、非課税者への利用料の減免制度、それから補足給付など、対象限定の改悪をしてきましたけれども、それを元に戻すこと、これらのこともぜひ話し合っ、国に提言して欲しい。

それと、もう一つ言えば、国庫負担を引き上げることと同時に、介護保険制度を変えていこうというのであれば、要介護認定や利用限度額についても踏み込んでほしいと思うんですよ。要介護認定を本当に設ける必要があるのか、利用限度額を決めても、半分しか使っていないじゃないか、この声から見たら、こういう仕組みを撤廃して、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する仕組みに変えていくべきだということをお連合長は国に対して言っ、てほしいと思うんですが、どうでしょうか。非課税者への利用料の減免も含めて聞いておきたいと思えます。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。制度の改正については、よりよい介護保険

制度になるように、これは全国町村会を通じて提案し、申し上げていきたい事項だろうと思っています。制度の一つ一つ、細かい点まで今言われましたけれども、社会保障全体の中でこのことが実現可能なのかも含めながら、この介護保険ばかりではなくて、医療制度もございまして、さらには少子化問題も同時並行に動いています。これら全てあって、初めて多世代が安心して暮らせる地域になるわけでございまして、その全体の中での1点として、介護保険制度についても、ぜひ町村会を通じて物申していきたいと思っております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 次、高齢者の住居対策に入ります。これは、出してくださった資料の2ページです。65歳以上の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移を国勢調査から拾い出してきております。令和2年の数字を見ます。南部町では、一般世帯に対して、65歳以上の単身世帯と65歳以上の高齢者世帯含めて987件ほどあります、約1,000件ですね、約3分の1。伯耆町も同じ数が出ています。日吉津村については、234と全体の約5分の1ぐらいですけども、これらの方々が今後、社会的介護とはいいいながら、どのような介護を受けるかっていうことについてきたら、やはり住まいの問題、それから介護の状況が問われてくると思うんです。全国的には、特養の入所者が2014年で52万人、2019年で29万、約半分近く減りました。なぜかという、要介護1、2が外されたからです。高齢者の貧困って言われてるんですけども、そういう方々が、低年金や低所得者の方々が要介護状態になって、最後まで人生全うしようと思えば、居場所ってというのは特養しかないわけですよ。そういうことを考えた場合、私はやはり広域連合の中でも、施設は経費かかってくるかもしれませんが、特養ホームの増設を考えていくべきではないか、特養に代わる分ですね、低所得でもきちんと見れる、これを確保するのが今、早急に求められていると思うのです。同時に、特養に入るときには要介護1、2をも外すべきではないというふうな立場に立つべきだと思うんですが、この点について連合長の考えをお伺いしておきたいと思っております。とりわけ、私たちが生活相談乗るときにも、高齢独居の方が自分の家を掃除することができない状況、食事もままならない状況が、あえて僅かなホームヘルプサービスで放置されてる現状ってというのは一つや二つではないんです。恐らくどこの町村もそうではないかと思うんですけども、これらに対しての抜本的な対策を取るといえるのは、私は公的にいえば特養ホーム等の増設しかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。地域包括ケアシステムの一番中心には住まいがあるという具合に私も認識しております。住まいがイコール特養であるかどうかという議論はここで

は私もできませんけれども、住まいに対してどのような施策をしていくのかっていったことが肝にあるだろうということは、私もそう考えてます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員、最後、手短におっしゃってください。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の問題で、主に住民の暮らしを支える地方自治体、広域連合何するかと、私の行き着いたところは、市町村にできること何かというと、市町村の集めている公共料金を取りあえず削減して、住民の負担を減らすことだというふうに考えているんです。そういう点から見たら、今回、介護保険での保険料、利用料についても、そういう方向での検討っていうのがなされていかなきゃならないと思うんです。とりわけ、第9期の保険料を決める時期にきています。少なくとも上げるべきではないし、住民の暮らしからいえば、保険料を引き下げ、利用料をも低所得者の減免をしていくような努力を国に対しても行い、広域連合でもそれをすることを求めていると思います。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、手短に答弁お願いいたします。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。持続可能な介護保険制度をつくる上で、社会保障として国がどう面倒見るのかということは、やはり大きなポイントだろうと思っています。最後におっしゃられました住まいの問題については、まだまだ市町村対応が不十分な点も多いと思っています。これから多くの高齢者が80歳以上を迎える、後期高齢世代を迎え、80歳以上になると、85歳ぐらいだと思いましたが、介護保険の適齢ゾーンに入ってくる。その中で、地域包括ケアをどう現場の中で落とし込んでいくのかというのは重要な議論だと思いますので、広域連合も含め、そして国、県、市町村も含め、幅広く議論していく重要な課題だろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上をもちまして一般質問は終わります。

日程第12 議案第1号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、これより討論並びに採決を行います。

日程第12、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました5議案について、1議案ずつ報告をいたします。

議案第1号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、賛成多数で可決す

べきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の議案の第1号の南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、反対をいたします。

このことについては、聞き取りの中で、重要である匿名加工情報の利用については、今のところ広域連合としては想定されていないためということで、手数料条項を設けないし、もしするのであれば、議会にも諮って条例を変えていかなければならないと、こういうふうに説明を受けたところで、条例への規定は任意ですから、本来、私もすべきではないと思って、そういう広域連合の今のところの対応については納得するものです。

しかし、今回の個人情報保護法というのは、これまで地方自治体が独自で行ってきた個人情報の保護条例とか、それに伴う情報公開条例等は、言ってみれば、地方自治体の象徴というか、命でもあるということで取り組んできた自主的な取組であったわけですよ。そこを今回、デジタル関連法の重要な柱の一つとして、今後、いわゆる匿名加工のデータをつくって、それを民間業者にも出していこうとしているところ、データの利活用をしていく中で、この地方自治体のそれぞれの、別々の条例であれば支障になるということで変えていくということが一番大きな問題だということが国会でも指摘されてるし、私もこの間、痛感したわけです。そういう流れの中で起こってくるこの個人情報の保護法の施行だということで、私は反対をいたします。

この匿名加工情報というのは、国会でも問題になっていましたが、契約する相手というのはほとんど業者の方です。何をするかというと、ビッグデータを持ってきて、自分たちの事業展開を行っていくということです。当然、福祉や介護の現場であれば、介護の商品とか今後どのようなものが必要かというようなこととか、地域的にどのようなものが望まれているかというところで、業者としてはもう個人の情報を一番持っている地方自治体のデータというのを、それこそ欲しいものだと思うんですね。でも、それをこれまでは自分たちの条例の中では、条例を外に出さないこととかオンラインとか結合の規制とかやってきたにもかかわらず、今回、国の一声でこのような制度ができるっていうのは、私は本当にこれまでの個人情報をどう考えてるのかと思うわけです。そういう立場から反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

景山議員。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。私は、この議案第1号に賛成の立場から討論をいたします。

この施行条例の制定ですが、平成3年5月に既に法改正になっております個人情報保護法、本年4月1日から法の適用が開始されるということで、現状、私どもの南部箕蚊屋広域連合で制定をしている保護条例と合わなくなってきたということがあります。それを、当然そういった法に合致しないような状態は解消されるべきでありますし、その前に、各地方公共団体とかいろんな団体で個人情報の保護について温度差がかなりあったと、守られてる部分もあれば、ある自治体によっては守られていない部分もあったということもなくして、全国統一で個人情報を保護していこうという考え方でございますので、この個人情報保護法自体に特段の問題があるということも認められないというふうに考えます。

反対者の中から、行政機関等匿名加工情報というところが問題だというふうにおっしゃっております。もしかすると、今後、問題が起きてくるのかもしれませんが、南部箕蚊屋広域連合ではこの加工は想定していないと、情報提供は想定していないというものですが、本来的にこの情報自体が既に加工されて、個人情報ではなくなった状態での統計的な情報提供ということが想定されているようですので、これも当然、問題が起こった場合には対処すべきとは思いますが、それに先んじて反対をするほどのことではないのかなというふうに考え、本議案には賛成をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は終結いたします。

これより、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号につきましては、委員長の報告は、原案可決でございます。

委員長の報告のとおり決することにつきまして、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 2 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 3、議案第 2 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案につきましては、総務民生常任委員会委員長に報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 2 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。以上で終わります。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の議員の発言を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言の議員を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして討論は終結いたします。

これより、議案第 2 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

議案第 2 号は、委員長報告は、原案可決でございます。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 3 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 4、議案第 3 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託された議案第 3 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の議員の発言を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は終結いたします。

これより、議案第3号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第3号につきましては、委員長報告は、原案可決でございます。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第15、議案第4号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題といたします。

本件につきましては、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託された議案第4号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから直ちに討論を行います。

まず、原案に反対の方の議員の発言を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和5年度の一般会計当初予算について、反対をいたします。

今回の予算規模は、一般会計では約5億3,000万、前年度比に比べて1%の増だという数字が上がっています。私がいつもこの一般会計予算に反対する第一の理由は、広域連合を組んでいますが、この広域連合の中で介護保険制度のこの広域連合の取組が今、各市町村で展開する地域

包括ケアとか福祉、医療と関連した在り方に本当にふさわしい状態となっているかどうかの再検討が必要ではないか、つまり、介護保険の広域連合を見直して、各市町村でやることも含めて考えたらどうかということはずっと一貫して言っているわけです。中には、もうできたもんをこんな場所で言うのおかしいという議員の方々いらっしゃったことがあったんですが、私は絶えず分析と検討というのが必要だと思います。介護保険を一般の各町村に戻したほうが、私、より豊かな、いろいろと関連した議論ができるのではないかと、そういうふうにも思っているところなんです。

それと、もう一つは、この5億3,000万円のお金ですけども、このほとんどが分担金、負担金で、要は次の特別会計に繰り出していくことになるわけですよ。その特別会計の予算が総額31億ちょっとでしたね、多く言って32億円。このお金を動かすのに、この一般会計での人件費も含めて、これが本当に経費節減になっていくのかっていう点ですね。その点も私は見ていったほうがいいのではないかというふうに思います。

第3点目には、広域連合に参加させてもらい、各町村の議会でもいろいろと説明を聞いたり、発言をさせてもらっている中で、やはりこの介護保険制度というのが毎回変わってくる中で、各住民に対応する市町村の職員の中で、介護保険制度がどれほど理解されているのかなということ時々考えることがあるわけですよ。非常に大事な介護保険だし、住民にとって身近なところですから、そういうことを考えた場合、私は市町村で、各町村ごとで取り組んだメリットのほうが大きいということを指摘して、今回この予算に対する反対意見を言わせていただきます。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第4号については、賛成の立場から討論させていただきます。

今、真壁議員がちょっと言われました、前からこの介護保険、広域連合ができたときからですが、3町でしたほうがええ、単独でしたほうがええと言われますが、政策とか云々は単町ですが一番小回りが利いていいですが、やっぱり後ろにつく、バックにつくのは財源の問題です。やっぱり財源は分母が多いほうがやりやすいのが事実です。地域包括ケアシステムとかいろいろやるにも、そういう財源が後ろにあるから、思い切ったことができます。そういうことをもって、これからのこういうことは大事じゃないかなと。国民健康保険も一緒に、今後、県一本になるんじゃないかなとうわさもありますし、この広域連合があってよかったじゃないかなと私は今つくづく思っております。なぜならば、高齢化率は上がってまいりますし、若年層は少子化で大変だし、その中で、みんなで助け合ってこれができる制度っていうのは、今これから発揮できるんじゃないかな

いか思っております、賛成いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第4号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして、採決をいたします。

議案第4号は、総務委員長報告は、原案可決でございます。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第16、議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の議員の発言を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和5年度の介護保険の特別会計に反対をいたします。

反対の大きな理由は、保険料が高いということです。保険料の軽減と利用料の低所得者への減免制度を設けるということを言っています。今回の介護保険の特別会計は、前年度に比べて6,100万円増の31億6,600万円です。これを私が介護保険料が高いんだと言っている内容は、この中で見れば、この介護保険のいわゆる支給費の半分は国民の保険料から取るということなん

ですよね。それでどういう数字が上がってきてるかというのと、今年度は保険料は6億1,725万4,000円です。これは、国民が負担するという公費以外の保険料の全体の23%を占めているということです。あとの27%というのは、いわゆる第2号の被保険者の保険料相当分で、8億2,536万が来ることになっています。とりわけ、第1号被保険者の23%が町民の65歳以上の方々の保険料ですから、ここが高いと言われているわけですよね。全体で見たら、広域全体で6億1,700万、これを南部町にしたらどれぐらいかというのと、65歳以上の高齢者からは、2億とまではいきませんが、1億5,000万ないし8,000万のお金が介護保険料として徴収されているという現実なんです。この金額にしてみたら、年金暮らしや65歳というのは、現役で働いている方も少なくないことはないですけども、少ないですよね。年金暮らしの方々の広域全体で6億円のお金が介護保険に出ていってると。これがもし半分でも減らしてすれば、3億円が市場に出るわけですから、経済効果からいっても、私は大変なことだなと、大変な数字だと思うわけですね。この介護保険制度というのはこのように保険料で半分占めるから、23%を65歳で6億1,000万、それから第2号保険者で8億円のお金を出してきていると。このことがこの介護保険の制度の大きな原因となってきて、かかった分ほど保険料が増えていくという段階で、今、大きな根本矛盾に立っているというのが現状ではないでしょうか。ここを抜本的に変えるというのは、私は国を頼ってだけではできないというふうに考えています。一番市町村のことや住民の暮らしを知っている市町村や保険者が声を上げてこそ、変わっていく内容だというふうに思うわけですね。とりわけ、3町村長がそろっておりますが、自分たちの町民の暮らしから見て、この金額が妥当なのかどうかということをしかりと分析して、声を上げていただきたいというふうに考えています。

それと、この介護保険の制度というのは、お金がないということで、持続可能ということで、これまで再三改悪されてきたわけですね。この改悪も、先ほど一般質問で述べましたが、それはもうやっぱり元に戻す努力をすべきだというふうに考えています。

3つ目は、委員会でも言いましたが、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、金額は2つ足しても全部で800万、900万ですか、全体から見たら多い金額ではないかもしれませんが、保険者同士を競わせて、余計な実務をさせて、あげくの果てには待遇を改善するからと言って平気でお金を削っていくような内容なんです。こういう内容は、私は首長こそってやめるべきだと言って、このお金をすぐ交付金に回して、国がこれまで20%、25%、施設や居住負担を抜本的に引き上げるお金に使わせるよう、国に言っていくべきだというふうに考えています。広域連合独自でいえば、保険料の引下げと介護保険の利用料の、とりわけ低所得

者に対する対策を取るべきだということを指摘して、反対いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第5号、令和5年度介護保険特別会計の予算については賛成の立場から討論させていただきます。

今回の当初予算ですが、いろいろ言われましたが、中には、この中で今、ごめんなさい、これですね、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金についてる言われましたが、これが減額になったのは、今、皆さん御存じのように、介護保険で、従業員さんが物すごい待遇がよくないということで、ここからお金を50億円出して処遇改善をされた。だけでも、残った金額がまだおよそ1,000万近くございます。これをもって、皆さんがいつまでも元気でいられるよう、こういう保険者が努力されて、フレイル予防とかいろんなこととして、高齢者がいつまでも元気で介護保険使わなくても済むようにする、これをもっともっと保険者さんが生かされ、市町村がこれを活用してされればいいんじゃないかなと思っておりますし、もう一つは、どうしても入所せないけない方がございます。特に、低所得者に関しては、特定入所サービスっていうのがございます。そんなんして、皆さんを、そのような人を助けるような制度もございます。そのようにした介護保険のうち、今回の特別会計でも、特定入所者サービスを前年度と比べて360万も増やしておられます。最初、一般質問お聞きしましたら、6割以上の方が低所得者、要は非課税所帯の方だそうですが、国保会計も一緒でして、そのような、やっぱり最後はそういう低所得者、非課税所帯を最後守るようにするのが国であり、保険者であると思うんです。これは市町村の政策にも反映できると思います。全て介護保険で全部やるっていうわけじゃなしに、いろんな資源を活用しながらこれらの皆さん方を守るっていうのが、この保険を、予算を見れば言えますので、この特別会計については賛成いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第5号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして採決をいたします。

議案第5号は、委員長の報告は、原案可決でございます。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があるとの調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員からの申出のとおり、閉会中の継続調査を付することに決定いたしました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付されました議案は全て議了いたしました。よって、令和 5 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和 5 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後 3 時 4 5 分閉会
